鹿児島市都市計画審議会議事運営細則の運用方針の変更について

鹿児島市都市計画審議会議事運営細則第9条の規定により、鹿児島市都市計画審議会議事運 営細則の運用方針の変更を付議する。

1 鹿児島市都市計画審議会議事運営細則 (別紙1のとおり)

第9条 この細則に定めのない事項で必要なものは、会長が定める。

2 鹿児島市都市計画審議会議事運営細則の運用方針 (別紙2のとおり)

(平成13年3月26日開催の第7回鹿児島市都市計画審議会において決定) 第9条の運用方針 具体的な運営に関し、審議会の場で協議していただき定める。

3 今回の変更内容及び理由

(1) 変更内容

鹿児島市都市計画審議会議事運営細則第7条の運用方針の変更(議事録の開示請求があった場合における発言委員名を非公開から公開に変更)

○第7条の運用方針(現行)

- (1) 議事録の開示請求があれば「鹿児島市情報公開条例」に基づき公開する。
 - ① 発言した委員名は非公開
 - ② 個人情報は非公開(情報公開条例第7条第2号)とする。
- (2) 委員名簿の公開について
 - ① 住所・電話・年齢は非公開
 - ② 肩書は公開

○第7条の運用方針(変更後)

(1) 議事録の開示請求があれば「鹿児島市情報公開条例」に基づき公開する<u>が、個人情</u> 報は非公開(情報公開条例第7条第2号)とする。

ただし、会議を非公開とした場合はこの限りでない。

- (2) 委員名簿の公開について
 - ① 住所・電話・年齢は非公開
 - ② 肩書は公開

(2) 変更理由

鹿児島市都市計画審議会は、鹿児島市都市計画審議会議事運営細則第2条第2項の規定により会議を原則公開としていることから、鹿児島市情報公開条例に基づく会議録公開における発言者名は、個人情報にはならないという判断(市総務課)から変更するもの。

4 鹿児島市都市計画審議会議事運営細則の運用方針等

- (1) 変更後運用方針 別紙3のとおり
- (2) 鹿児島市情報公開条例 別紙4のとおり